

兵庫県公報

令和4年7月26日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
職員の子育て支援に関する条例の改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年7月26日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第6項第3号中「育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」を「育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をした期間」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第37条第21項第8号中「育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」を、「育児休業（第6項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をした期間」に改め、同項第11号中「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）」を「子育て支援条例」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項第3号中「育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」を「育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をした期間」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の子育て支援に関する条例（平成21

年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。)第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第43条第19項第8号中「育児休業をした期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)」を、「育児休業(第4項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)」をした期間に改め、同項第11号中「職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。)」を「子育て支援条例」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第3条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の6を第1条の7とし、第1条の5を第1条の6とし、第1条の4を第1条の5とする。

第1条の3に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当する場合

第1条の3を第1条の4とし、第1条の2の次に次の1条を加える。

(条例第2条の4第3号及び第2条の5に規定する特別の事情)

第1条の3 条例第2条の4第3号及び第2条の5に規定する人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第3号までに掲げる事情とする。

第4条の3中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

第6条第1項第2号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

第13条第1項中「第1条の5」を「第1条の6」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第18条第6項第3号中「育児休業をした期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)」を「育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)」をした期間に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。)第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第18条第7項中「職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)」を「子育て支援条例」に改める。

第31条第2項第3号中「育児休業をした期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)」を「育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)」をした期間に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第31条第3項中「職員の子育て支援に関する条例」を「子育て支援条例」に改める。

第41条第2項中「教育職員給与規則第28条第6項」を「教育職員給与条例第28条第6項」に改め、同項第3号中「育児休業をした期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの

期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)を「育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をした期間」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第41条第3項中「職員の子育て支援に関する条例」を「子育て支援条例」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月26日

兵庫県人事委員会

委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会告示第5号

職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の子育て支援に関する実施規程(平成21年兵庫県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第1条の3若しくは第1条の4」を「第1条の4又は第1条の5」に改める。

第2条第7項中「第6条第1項第1号」を「規則第6条第1項第1号」に、「後8週間」を「以後1年」に改め、同条第8項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。